

告示

埼玉県告示第千三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安戸・田宮土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	田中 均	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚三百七十七番地
同	風見 文男	同 同 才羽千九百十一番地
同	日下部 敏男	同 同 同 才羽千九百十一番地
同	日下部 一義	同 同 同 佐左エ門千七百七十五番地
同	日下部 行雄	同 同 同 本島二千六百七十六番地
同	鈴木 正弘	同 幸手市大字戸島千九百五番地
同	柴村 一孝	同 春日部市不動院野百十番地
同	堀江 清吉	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根二十番地
同	宮野尾 政子	同 幸手市大字戸島四百一番地
同	宮野尾 政子	同 北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目十六番十八号
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	新井 和夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島二千七十五番地二
同	風見 文男	同 同 同 才羽千九百十一番地
同	張ヶ谷 一郎	同 同 同 本島二千三百四十一番地
同	金久保 昭二	同 同 同 佐左エ門千二百三十二番地
同	日下部 行雄	埼玉県幸手市大字戸島千九百五番地
同	榎原 敏夫	同 春日部市不動院野九十七番地一
同	田中正俊	同 北葛飾郡杉戸町大字並塚五百八十番地
同	赤沼 正夫	同 同 同 堤根五十三番地
同	堀江 清吉	同 幸手市大字戸島四百一番地